

知財の広場

「COVID対策支援宣言特許の活用について」

最近、ニュースでは、ファイザー社をはじめとする3社の新型コロナワクチンが開発され、国内での接種に向けて、保管・輸送の検討がなされていることが報道されています。

これらの新型コロナワクチンは通常よりもかなり早い進捗で開発された訳ですが、仮に、ワクチンの保管・輸送に関する技術に知的財産権を行使する人が存在しますと、ワクチンは完成していても円滑な接種の実行が困難になるものと予想されます。

そこで、今回は、新型コロナウイルス感染症対策に関わる発明に、対価・補償を求めません、さらに、知的財産権を行使しませんと宣言している企業が保有している特許（COVID対策支援宣言特許）を開放特許情報データベースの中から探してみようと思います。

開放特許情報データベース (<https://plidb.inpit.go.jp/>) の検索ウインドウに“COVID対策支援宣言特許”と入力し検索すると182件の特許出願がヒットします。

ご存じのとおりファイザー社の新型コロナワクチンは、マイナス70℃以下で低温保存する必要があるようですので、ここで、検索ウインドウに“COVID対策支援宣言特許 低温”と入力し検索すると『特許第6263115号の低温保管システム』をはじめ8件の開放特許情報がヒットします。

特許第6263115号の明細書段落【0001】には、『本発明は、低温下で保管対象を保管する低温保管システムに関し、特に、液体窒素等で冷却した-150℃等の超低温下で、医学、生物工学及び薬学において薬剤を発見したり設計したりするプロセスにおいて用いられる創薬用試料を保管する低温保管システムに関する。』と記載されており、新型コロナワクチンの低温保管に利用できそうな技術が開放特許情報データベースの中に登録されていることを確認することができます。

なお、特許法93条には『特許発明の実施が公共の利益のため特に必要であるときは、その特許発明の実施をしようとする者は、特許権者又は専用実施権者に対し通常実施権の許諾について協議を求めることができる。』という規定が盛り込まれていますが、適用事例は、これまでにないそうです。COVID対策支援宣言に賛同者の輪がより一層拡張し、本規定の適用を受けるまでもなく有用な特許発明が実施されることを願います。COVID対策支援宣言特許が人類の福祉、健康に貢献することを期待します。

川東 孝至（知財ナビゲーター）